

法別	負担者番号	名称	都内医療機関	都外医療機関	問合せ先			
52	52138013	難病医療(指定難病)	併用レセプト	併用レセプト	医療助成課 医療給付担当 03-5320-4454			
	52137015	小児慢性特定疾病 (血友病・生活保護等)						
54	54136015	難病医療(指定難病)						
	54136023	難病医療(生活保護等)						
38	38136016	B型C型ウイルス肝炎医療						
	38136024	肝がん・重度肝硬変入院医療						
51	51136018	難病医療(スモン、劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病(医原性))						
	51137016	特殊医療 (先天性血液凝固因子欠乏症等)						
82	82138009	特殊医療(人工透析を必要とする腎不全)				併用レセプト ただし、以下の場合は「東京都負担医療費請求書」等(10名連記)※で請求してください。 ・他道府県の国保(国保組合含む)及び他道府県の後期高齢との併用 ・第一公費の患者負担分を82、83で助成する形での併用(国保、後期に限る。社保の場合は、併用レセプト請求可) ・介護給付費と83との併用	「東京都負担医療費請求書」等(10名連記)※ ※10名連記式請求書は4種類あります。 1 「東京都負担医療費請求書」【グリーン】 2 「難病医療費請求書」(83用)【ブルー】 3 「介護給付費請求書」(83介護用)【イエロー】 4 「大気汚染関連疾病医療費請求書」【グレー】	
	82134008	小児精神病						
	82134008	被爆者の子に対する医療						
	82137001	大気汚染関連疾患						
	82137555	大気汚染関連疾患						
83	83136010	難病医療(都疾病)(本則)						
87	87136008	妊娠高血圧症候群等 (八王子・町田を除く都内市町村)						
80	80136***	心身障害者医療費助成制度 (本人負担あり)	併用レセプト ただし、他道府県の国保(国保組合含む)及び他道府県の後期高齢の場合は併用レセプトでの請求は出来ません。 そのため、レセプト請求は保険分のみ行い、窓口において保険上の自己負担額を徴収してください。 助成費については、本人への現金償還となります。	(マル障) 心身障害者医療費請求書(10名連記)	医療助成課 給付担当 03-5320-4286			
	80137***	心身障害者医療費助成制度 (本人負担なし)						
81	81136***	ひとり親家庭医療費助成制度 (本人負担あり)		併用レセプト ただし、他道府県の国保(国保組合含む)及び他道府県の後期高齢の場合は併用レセプトでの請求は出来ません。 そのため、レセプト請求は保険分のみ行い、窓口において保険上の自己負担額を徴収してください。 助成費については、本人への現金償還となります。	医療機関から、助成費分の請求はできません。 そのため、レセプト請求は保険分のみ行い、窓口において保険上の自己負担額を徴収してください。 助成費については、本人への現金償還となります。	(制度担当) 医療助成課 医療助成担当 03-5320-4282		
	81137***	ひとり親家庭医療費助成制度 (本人負担なし)						
88	88132***	乳幼児医療費助成制度						
	88138***	乳幼児医療費助成制度						
	88131***	義務教育就学児医療費助成制度 (本人負担あり)						
	88134***	義務教育就学児医療費助成制度 (本人負担あり)						
	88135***	義務教育就学児医療費助成制度 (本人負担なし)						
89	88137***	義務教育就学児医療費助成制度 (本人負担なし)						
	89131***	高校生等医療費助成制度 (本人負担あり)						
	89134***	高校生等医療費助成制度 (本人負担あり)						
	89135***	高校生等医療費助成制度 (本人負担なし)						
	89137***	高校生等医療費助成制度 (本人負担なし)						

※高校生等医療費助成制度(マル青)は令和5年4月開始です。

【請求できる医療機関等】

・法別52、法別54、法別38のうち肝がん・重度肝硬変入院医療…各制度の指定医療機関 ・その他制度…契約医療機関